

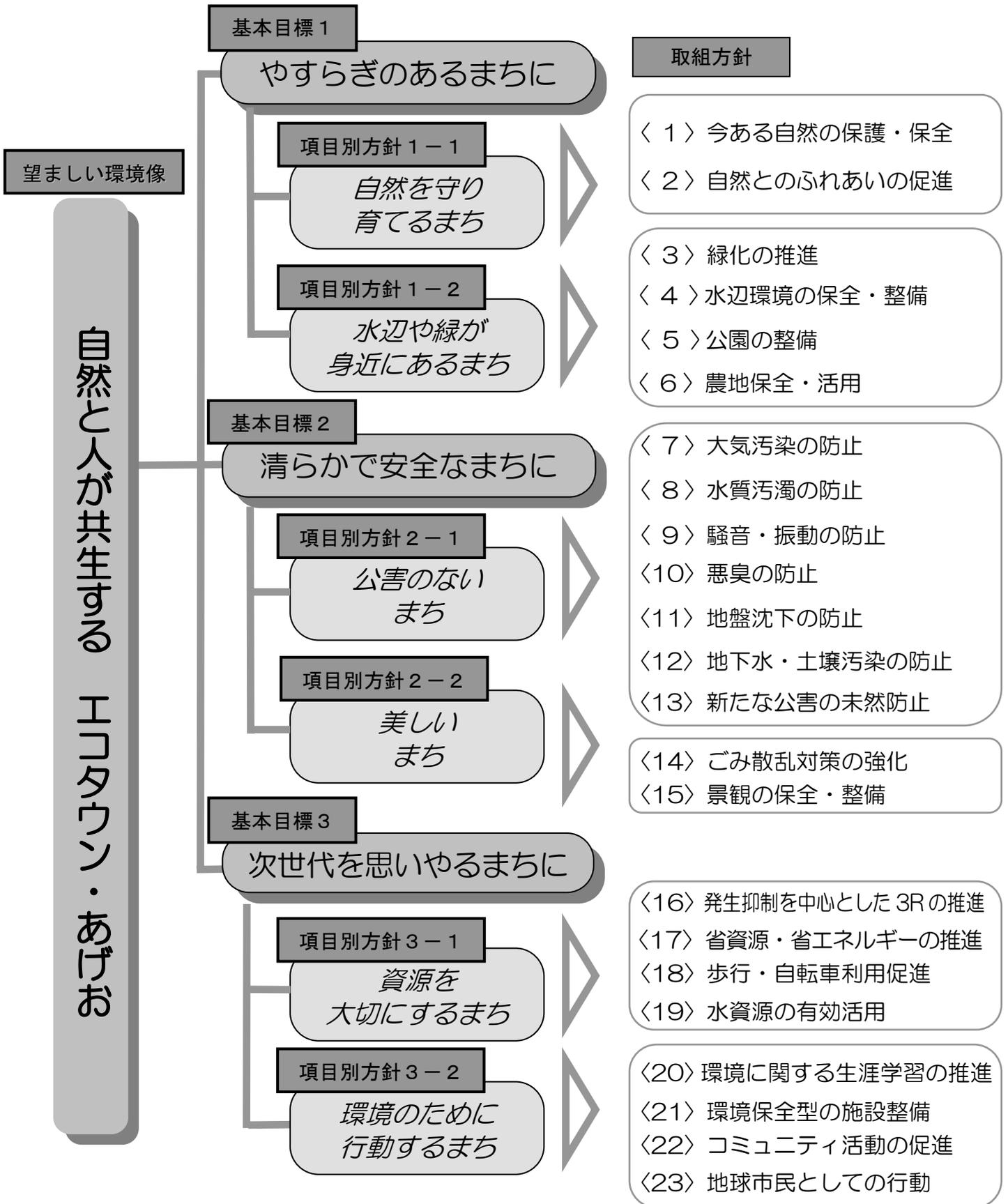
第3章 施策の展開

第1節 施策体系

第2節 取組方針

第3節 地区別の取組方針

第1節 施策体系



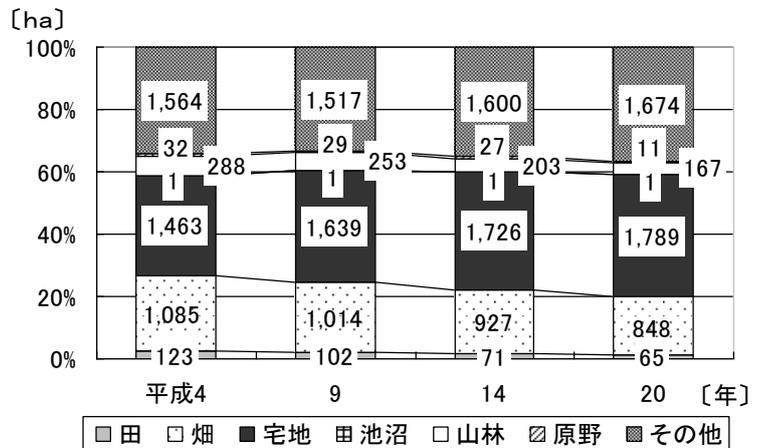
第2節 取組方針

基本目標1 やすらぎのあるまちに

項目別方針1-1

自然を守り育てるまち

宅地開発などに伴う田畑・山林・原野の面積の減少や、農地・森林の担い手不足などにより、動植物が生息するための環境が失われつつあります。農地や森林の継続的な保全に加え、これらを有効に活用していくための新たな取組を検討する必要があります。



地目別面積の推移

具体的取組

取組方針<1> 今ある自然の保護・保全

○身近な自然を保護・保全するため、市内の動植物の生息状況を把握するとともに、緑地保全地区の指定や緑の公有地化を推進し、民間の緑地・樹林の維持管理に協力します。

◆市の施策

【実施時期】◎継続中、○中間年までに実施、●目標年までに実施

取組	実施時期	活動指標	担当部署
① 定期的に自然環境調査を実施します。	●	自然環境調査の実施回数	みどり公園課
② 緑地保全地区の指定や緑の公有地化の推進により、緑地や動植物を保護します。	◎	緑の公有地化面積	みどり公園課
③ 民間の緑地や樹林の維持管理に協力します。	◎	「ふれあいの森」整備箇所	みどり公園課

	取組	実施時期	活動指標	担当部署
④	保存樹木、保存樹林の指定などを行います。	◎	保存樹木・保存樹林の指定件数	みどり公園課
⑤	公園、緑地の維持管理について、地域住民の協力を得るための緑のパートナーシップ制度の拡大を検討します。	◎	緑のパートナーシップ制度の拡大の検討状況	みどり公園課 道路整備課

取組方針<2> 自然とのふれあいの促進

○公園や学校などの緑化を推進し、動植物とふれあう機会を創出するとともに、環境保全団体の育成・協力を努め、活動促進のための支援を実施します。

◆市の施策

【実施時期】◎継続中、○中間年までに実施、●目標年までに実施

	取組	実施時期	活動指標	担当部署
①	自然観察会や野外活動、農業体験など自然体験の場を提供します。 【取組方針<20>③と同じ】	◎	上尾市自然学習館の利用件数 親子体験教室等の実施回数	みどり公園課 農政課
②	環境保全活動に対する支援を行います。	◎	上尾市民間団体環境保全活動事業補助金交付件数	環境政策課
③	環境保全団体を育成し、その活動に協力します。	◎	上尾市環境推進協議会の会員数	環境政策課

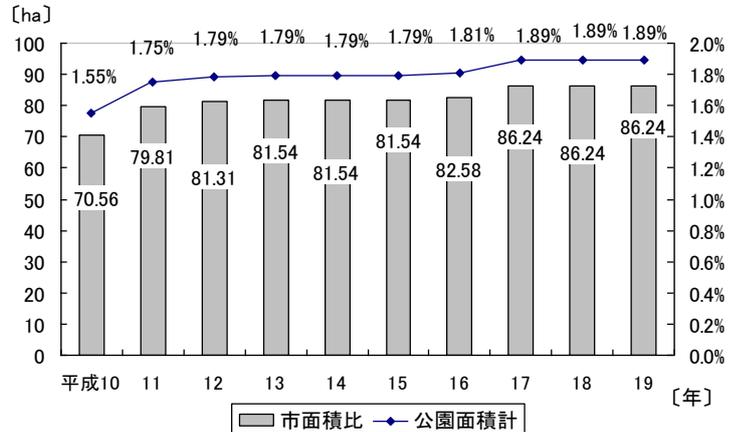


項目別方針1-2

水辺や緑が身近にあるまち

現況と課題

市民一人あたりの公園面積は過去10年間で増加していますが、依然として、埼玉県平均 6 m²を下回っています。また、生産緑地や森林など、市全体の緑地面積も減少していることから、市民が身近に親しむことができる公園や水辺環境の整備が求められています。



上尾市の公園面積の推移

具体的取組

取組方針<3> 緑化の推進

○身近な緑の創造は、市民に安らぎと憩いの場を提供するとともに、ヒートアイランド現象への対策としても有効です。公共施設をはじめ、地域全体における緑化を推進します。

◆市の施策

【実施時期】◎継続中、○中間年までに実施、●目標年までに実施

取組	実施時期	活動指標	担当部署
① 公共施設をはじめ、あらゆる空間・施設の緑化に努めます。	◎	公共施設における壁面や屋上の緑化実施箇所数	各課共通
② 生け垣の設置やベランダなどの緑化を奨励し、地域の緑化を促進します。	◎	生け垣の設置やベランダ緑化などの啓発実施回数	みどり公園課 まちづくり計画課
③ 緑化マニュアルなどを作成して、特に開発時や建築時に施設や場所に合った緑化手法の普及に努めます。	◎	開発申請時における施設等への緑化の指導件数	みどり公園課
④ 自然の樹形を生かした街路樹づくりの管理手法を検討し、市民の合意を得るよう努めます。	◎	自然の樹形を生かした緑化延長率	道路整備課

取組方針<4> 水辺環境の保全・整備

○水質改善や水辺緑化を推進し、生物が生息・生育できる環境づくりに努めるとともに、河川整備に際しては、水辺に親しめるような護岸などへの整備を推進します。

◆市の施策

【実施時期】◎継続中、○中間年までに実施、●目標年までに実施

取組	実施時期	活動指標	担当部署
① 河川などの水質改善や水辺の緑化の推進など、生物が生息・生育しやすい水辺環境づくりに努めます。	◎	浚渫や草刈り等の実施延長	河川課
② 水辺に親しめるような護岸づくりに際して整備方針の検討を行い、段階的に整備を実施します。また、国や県へ改善を要請します。	◎	緑化ブロックの採用延長	河川課

取組方針<5> 公園の整備

○身近な自然としての公園を整備するとともに、公園の利用、設計、維持管理などへの市民参加を呼びかけます。

◆市の施策

【実施時期】◎継続中、○中間年までに実施、●目標年までに実施

取組	実施時期	活動指標	担当部署
① 公園が不足している地域を抽出し、段階的な公園の整備を行います。	◎	1人当たりの都市公園面積	みどり公園課
② 公園の利用、設計、維持管理について市民の参加を呼びかけます。また、新設や既存の公園の改造などにより自然と触れ合い、学ぶことができる公園を増やすことを検討し、各々の公園にふさわしい管理方針を定めます。	◎	自然と触れ合うことのできる公園面積 市民参加件数	みどり公園課
③ 四季を感じる街角やポケットパークの整備を行います。	◎	道路用地等の残地の整備件数	みどり公園課
④ 施設移転などに際して、公園やオープンスペース（公園用地）を計画的に確保します。	◎	施設移転時におけるオープンスペース（公園用地）等の確保面積	各課共通

取組方針<6>	農地保全・活用
----------------------	----------------

○市民に身近な市民農園の利用普及を推進するとともに、農地の保全に努めます。また、減農薬農法や有機農法など環境に配慮した自然農法を奨励し、指導・助成を行います。

◆市の施策

【実施時期】◎継続中、○中間年までに実施、●目標年までに実施

	取組	実施時期	活動指標	担当部署
①	市民農園の利用普及を推進します。	◎	市民農園の利用人数	農政課
②	減農薬農法や有機農法などの自然農法を奨励し、指導や助成を行います。	○	エコファーマー認定者数	農政課
③	農地を保全するための施策・制度を進めます。	○	農地面積	農政課



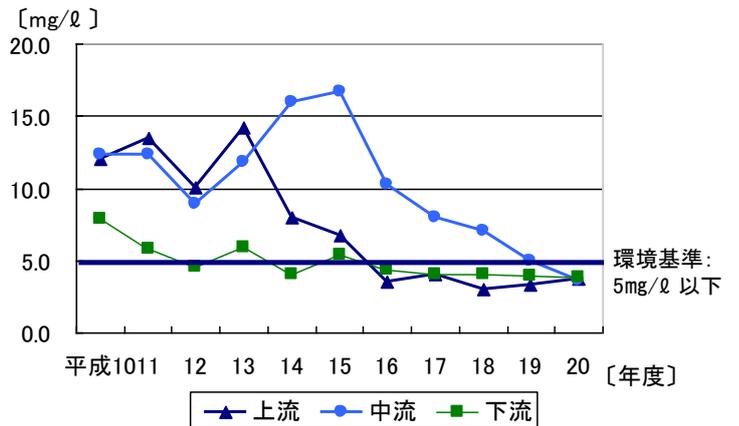
基本目標2 清らかで安全なまちに

項目別方針2-1

公害のないまち

現況と課題

本市では、大気や水質などの生活環境は改善の方向に向かっていますが、一部については環境基準を達成できていません。また、埼玉県では光化学スモッグの発生が他県と比較して多いことが指摘されています。大気汚染対策や河川への排水対策など継続的な公害対策に加え、道路・河川環境等の総合的な整備が必要です。



河川のBOD値の推移 (鴨川)

具体的取組

取組方針<7> 大気汚染の防止

○大気汚染の原因となる揮発性有機化合物 (VOC) や浮遊粒子状物質の発生を抑制するため、意識啓発に努めるとともに、交通環境の整備を推進します。

◆市の施策

【実施時期】◎継続中、○中間年までに実施、●目標年までに実施

取組	実施時期	活動指標	担当部署
① 県との連携を密にし、地域の大气汚染状況を把握します。	◎	大気汚染にかかる環境基準の達成状況	生活環境課
② イベントなどの機会を利用して、揮発性有機化合物の排出抑制にかかる規制の遵守をはじめ、大気汚染の防止に関する意識啓発を行い、自主的取組を促進します。また、PRTR制度について広報に努めます。	◎	環境に関する啓発イベントの開催数、参加人数	生活環境課

取組	実施時期	活動指標	担当部署
③ 自動車交通量抑制のため、自家用車から公共交通機関・自転車・徒歩への転換を呼びかけます。	○	自家用車の使用抑制にかかる啓発回数	環境政策課
④ 公園や文化財などを結ぶ自転車道のネットワーク化や、市民・事業者との協働による計画的・効果的な駐輪場の整備手法について検討します。	●	駐輪場整備にかかる検討会議の開催	まちづくり計画課 市民安全課
⑤ 市民や事業者エコ・ドライブの実践を呼びかけます。	◎	エコ・ドライブの啓発回数	環境政策課
⑥ 公用車に低公害車を計画的に導入します。	◎	低公害車の導入台数	用地管財課
⑦ 市内循環バスなどの公共交通機関の充実及び適正配置を図ります。	◎	市内循環バスぐるっとくんの路線数、利用者数	市民安全課
⑧ 交通混雑緩和のため、JR 高崎線東西連絡道の早期整備と、駅周辺における交通網の円滑化を進めます。	●	JR 高崎線東西連絡道の整備延長	道路整備課 まちづくり計画課 市民安全課
⑨ カーシェアリング事業について、導入を視野に入れながら、制度についてのお知らせ・啓発を行います。	○	カーシェアリング事業にかかるお知らせ・啓発回数	環境政策課

参考：エコ・ドライブ10のすすめ

- ① ふんわりアクセル『eスタート』
やさしいアクセル操作を心がけましょう。
- ② 加速度の少ない運転
車間距離を保ち、定速走行に努めましょう。急加速と急制動は控えましょう。
- ③ 早めのアクセル OFF
前方に停止位置が見えたらアクセル OFF に努めましょう。
- ④ エアコン使用を控える
車内を冷やし過ぎないようにしましょう。
- ⑤ アイドリングストップ
無用なアイドリングをやめて、CO₂と大気汚染物質の発生を抑制しましょう。
- ⑥ 暖機運転は適切に
エンジンをかけたら、すぐ出発。ゆっくりと走行しながら暖機しましょう。
- ⑦ 道路交通情報の活用
出発前に渋滞や道路障害などの情報を確認。
- ⑧ タイヤの空気圧をこまめにチェック
タイヤの空気圧が低いと燃料を余計に消費します。定期的に点検しましょう。
- ⑨ 不要な荷物は積まずに走行
積み荷はできるだけ軽くしましょう。
- ⑩ 駐車場所に注意
交通の妨げになる場所への駐車は、渋滞を招く原因となるので、やめましょう。

取組方針<8> 水質汚濁の防止

○市内の河川や地下水の水質汚濁の状況を継続して把握するとともに、市民・事業者への意識啓発を実施するなど、水質浄化対策を推進します。また、近隣市との広域的な連絡協議により水質保全を図っていきます。

◆市の施策

【実施時期】◎継続中、○中間年までに実施、●目標年までに実施

取組	実施時期	活動指標	担当部署
① 生活排水に関する配慮事項を市民に具体的に示します。	◎	広報あげおへの掲載による啓発回数	生活環境課
② 市内の川や地下水の実態調査を行い、浄化対策を実施します。	◎	環境基準の達成状況	生活環境課 河川課
③ 近隣市との広域的な連絡協議会を持ち、水質保全対策を広域的に行います。	◎	江川流域づくり推進行政会議の開催数	河川課 下水道課 環境政策課
④ 多自然型護岸工法を採用し、河川の自然浄化機能の向上に努め、河川水質の改善を目指します。	◎	多自然型護岸ブロックの採用延長	河川課
⑤ 事業者に対し、水質汚濁の防止に関する指導・意識啓発を行います。また、P R T R制度について広報に努めます。	◎	立入調査における規制値超過件数	生活環境課
⑥ 区画整理を進め、下水道を整備します。	◎	下水道普及率	区画整理課 下水道課
⑦ 補助金などを見直すことにより、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を推進します。	◎	単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換時の設置補助件数	生活環境課



取組方針<9> 騒音・振動の防止

○工場や店舗、家庭などの混在する土地利用において、また、自動車などの交通や、建設工事・解体工事などによる騒音・振動への苦情が多くなっています。騒音・振動の被害を防止するため、土地利用の適正化を図るとともに、事業者に対し、法令の遵守を促します。

◆市の施策

【実施時期】◎継続中、○中間年までに実施、●目標年までに実施

取組	実施時期	活動指標	担当部署
① 道路環境改善のため、幹線道路沿道の整備を道路管理者に要請します。	○	道路管理者への要請実施件数	環境政策課
② 住工混在の解決を目指して土地利用の適正化を図り、段階的に改善していきます。	●	地区計画の整備面積	商工課 まちづくり 計画課
③ 騒音・振動の防止について、地域のルールづくりを推進します。	○	騒音・振動にかかる苦情件数	生活環境課
④ 市民・事業者に対し、騒音・振動の発生抑制について啓発を行います。	○	広報あげおへの掲載による啓発回数	生活環境課

取組方針<10> 悪臭の防止

○工場や店舗、家庭などの混在する土地利用において悪臭への苦情が多くなっています。悪臭の防止を図るために、発生源の調査及び軽減対策を実施します。

◆市の施策

【実施時期】◎継続中、○中間年までに実施、●目標年までに実施

取組	実施時期	活動指標	担当部署
① 土地利用の適正化を計画し、段階的に実施します。	●	地区計画の整備面積	まちづくり 計画課
② 悪臭の発生を調査し、発生源への指導を実施します。	◎	悪臭にかかる苦情件数	生活環境課

取組方針<11> 地盤沈下の防止

○地盤沈下を防止するため、県と共に継続して調査・監視を実施するとともに、上水道への転換の啓発等を推進します。

◆市の施策

【実施時期】◎継続中、○中間年までに実施、●目標年までに実施

	取組	実施時期	活動指標	担当部署
①	地盤沈下の調査及び監視を県と共に継続します。	◎	県の地盤沈下量調査の値	生活環境課
②	工業用水を整備します。	●	整備実施件数	水道部
③	上水道への転換を啓発します	○	地下水揚水量 上水道への接続率	水道部業務課

取組方針<12> 地下水・土壌汚染の防止

○地下水・土壌汚染については、現状把握に努めるとともに、市民や事業者への適切な指導・意識啓発を実施します。

◆市の施策

【実施時期】◎継続中、○中間年までに実施、●目標年までに実施

	取組	実施時期	活動指標	担当部署
①	県による地下水の現状調査に協力し、汚染確認時には適切な指導と対策を実施します。	◎	地下水の水質にかかる環境基準の達成状況	生活環境課
②	事業者に対し、土壌汚染の防止に関する指導・意識啓発を行います。また、P R T R制度について広報に努めます。	○	届出時における指導件数	生活環境課

取組方針<13> 新たな公害の未然防止

○ダイオキシン類等の現状を把握するための調査を継続して実施し、新たな公害を未然に防ぐため情報の収集・提供に努めるとともに、市民・事業者への指導を徹底します。

◆市の施策

【実施時期】◎継続中、○中間年までに実施、●目標年までに実施

取組	実施時期	活動指標	担当部署
① ダイオキシン類等の環境実態調査を実施します。	◎	ダイオキシン類等の環境基準の達成状況	生活環境課
② 新しい公害を未然に防ぐため、情報を収集するとともに提供に努めます。	◎	新たな公害に関する問い合わせ件数	生活環境課
③ 野焼き*を禁止し、また、自粛について指導を行います。	◎	大気汚染にかかる苦情件数 野焼きにかかる指導件数	生活環境課

※野焼きに該当しない廃棄物の焼却について

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「埼玉県生活環境保全条例」では、原則として野焼きを禁止していますが、一部の例外もあります。具体的には下記の事項が該当しますが、安易なごみの焼却は煙による悪臭の発生などの可能性があることを考慮し、地域住民の生活環境に配慮する必要があります。

何人も、次に掲げる方法による場合を除き、廃棄物を焼却してはならない。

- 一 一般廃棄物処理基準、特別管理一般廃棄物処理基準、産業廃棄物処理基準又は特別管理産業廃棄物処理基準に従って行う廃棄物の焼却
- 二 他の法令又はこれに基づく処分により行う廃棄物の焼却
- 三 公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却として政令で定めるもの(※)

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」 第十六条の二(焼却禁止)

(※)法第十六条の二第三号 の政令で定める廃棄物の焼却は、次のとおりとする。

- 一 国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
- 二 震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却
- 三 風俗習慣又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
- 四 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
- 五 たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの

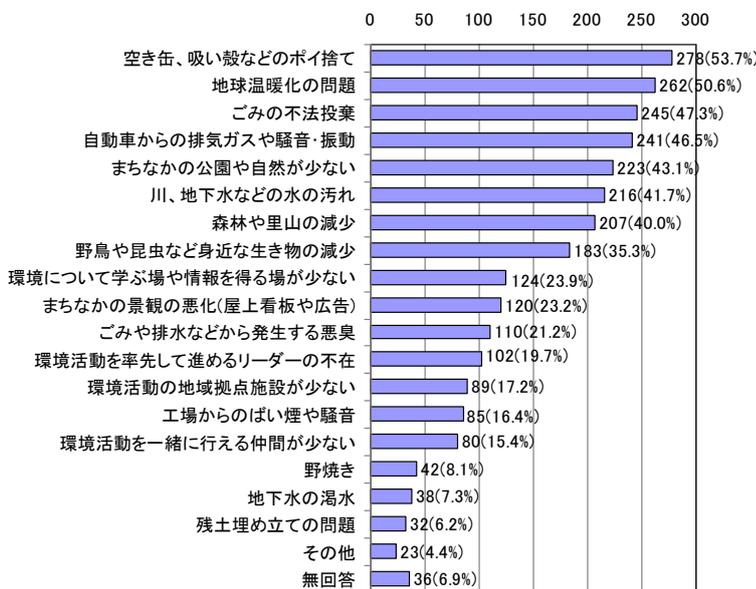
「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」 第十四条(焼却禁止の例外となる廃棄物の焼却)

項目別方針2-2

美しいまち

現況と課題

市民・事業者の環境意識の向上に伴い、ごみのポイ捨てや不法投棄など、まちの美化に関して課題と感じていることが意識調査により明らかになっています。こうした気運の高まりを活かすことにより、全市的な運動へと展開していくことが望まれます。



上尾市の環境の課題（市民意識調査）

具体的取組

取組方針<14> ごみ散乱対策の強化

○ごみの散乱や不法投棄を防止するため、ごみの分別方法や収集日時・回収日時をわかりやすく設定し、資源物持ち去りパトロールシステムの充実を図ります。また、道路・河川・山林における不法投棄ごみの撤去などを、市民・事業者の協力を得ながら実施します。

◆市の施策

【実施時期】◎継続中、○中間年までに実施、●目標年までに実施

取組	実施時期	活動指標	担当部署
① ごみの分別方法や収集日時、リサイクル品の回収日時をわかりやすく設定し、ごみの散乱を防止します。	◎	ごみの分別方法や収集日時、及びリサイクル品の回収日時のわかりやすい設定	西貝塚環境センター
② 資源物持ち去りパトロールの充実を図ります。	◎	資源物持ち去りパトロールの実施回数	西貝塚環境センター 生活環境課

	取組	実施時期	活動指標	担当部署
③	道路・河川などの不法投棄ごみの撤去を行います。	◎	不法投棄ごみの撤去件数	道路管理課 河川課
④	たばこの吸殻の路上などへの散乱を防止します。	○	喫煙マナー向上にかかる啓発回数	生活環境課
⑤	ごみ散乱防止ネットの設置などにより、カラスなどによるごみの散乱を防止します。	◎	ごみ散乱防止ネットの設置件数	西貝塚環境センター

取組方針<15> 景観の保全・整備

○景観の保全・整備のため、周囲と調和のとれた建物への誘導を図り、景観を阻害するような電線類の地中化や違法看板などの撤去に努めます。また、ポケットパークなどの段階的な整備を検討するとともに、市内の歴史的資源の保全に努めます。

◆市の施策

【実施時期】◎継続中、○中間年までに実施、●目標年までに実施

	取組	実施時期	活動指標	担当部署
①	電線類の地中化については、まちなみを考慮して優先地域を選定し、国や県、電力会社へ要請し、実施します。	◎	電線類の地中化整備延長	道路整備課
②	公共施設の整備や民間企業・事業所の建設、開発に当たっては、色や形など周囲と調和の取れたデザインにするよう指導するとともに、必要に応じて協議します。	◎	景観法に基づく届出件数	まちづくり計画課 建築指導課
③	景観を阻害するような屋外広告物や違法な捨て看板などについて、除去対策を進めます。	◎	違法広告物・看板等の撤去数	道路管理課
④	ポケットパークや緑道、街角のアメニティスポットの創出などに関して調査を行い、段階的に整備を行います。	◎	オープンスペース（公園用地）の整備面積	各課共通
⑤	上尾市の歴史を伝える寺社等をはじめとする歴史的資源を活かした景観を保全します。	○	景観計画の策定	まちづくり計画課

基本目標3 次世代を思いやるまちに

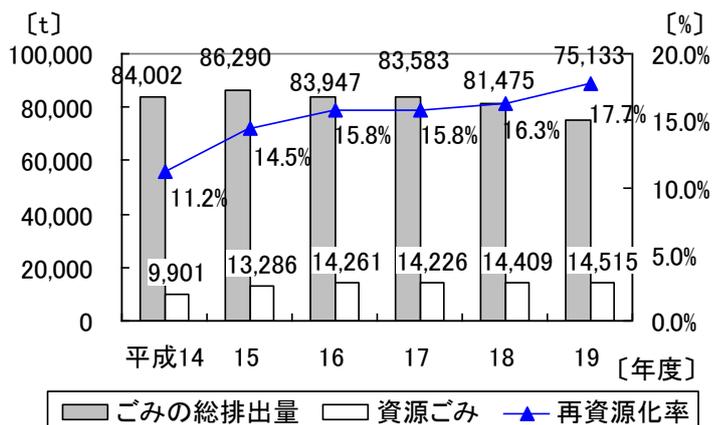
項目別方針3-1

資源を大切にすまち

現況と課題

本市におけるごみの排出量は平成15年度をピークに減少傾向にあり、ごみの再資源化率は向上傾向にあります。

地球温暖化に対する市民・事業者の意識は高まっていますが、エネルギー使用量は増加しています。日常的な省エネルギー・省資源活動の普及促進を継続し、自然エネルギー（再生可能エネルギー）の活用など、設備的側面での対策を推進し、地球環境の保全につなげることが求められています。



上尾市のごみの排出量及び再資源化率の推移

具体的取組

取組方針<16> 発生抑制を中心とした3R（スリー・アール）の推進

○市民・事業者の自主的な資源回収の取組を支援するとともに、計画的なごみ処理やリサイクルを行うための施設整備及びシステムの構築を目指し、市全体で3R（発生抑制・再利用・再資源化）を推進します。

◆市の施策

【実施時期】◎継続中、○中間年までに実施、●目標年までに実施

取組	実施時期	活動指標	担当部署
① 市民・事業者の自主的なリサイクルの取組に対し啓発・情報提供など支援を行います。また、資源回収（上尾市リサイクル事業）の拡大を推進し、営利を目的としないリサイクル活動団体に対する支援を行います。	◎	資源回収量	西貝塚環境センター

取組		実施時期	活動指標	担当部署
②	生ごみの堆肥化機器の購入に対する助成などを行います。	◎	生ごみ処理機助成件数	西貝塚環境センター
③	(仮)第2環境センター・リサイクルセンターを整備し、ごみ処理とリサイクルを計画的に推進します。	●	(仮)第2環境センター・リサイクルセンターの整備状況	環境政策課
④	堆肥化事業を進め、公共施設から出る生ごみのリサイクルシステムを確立します。	●	堆肥化事業における生ごみ処理量	西貝塚環境センター 環境政策課
⑤	菜の花プロジェクトの実施などによる廃食用油の有効活用を検討します。	●	廃食用油の回収量	環境政策課
⑥	バイオマス・エネルギーの利用可能性を検討します。	○	バイオマス・エネルギーの利用可能性にかかる検討会等の実施回数	環境政策課

取組方針<17>**省資源・省エネルギーの推進**

○市役所も一事業者として、省資源・省エネルギーにかかる活動に率先して取り組みます。また、市内農産物の販売支援による輸送エネルギー削減や、市民・事業者の自然エネルギー型・省エネルギー型設備の導入支援を推進するとともに、学校や公共施設における緑のカーテンの設置などの意識啓発の取組を推進します。

◆市の施策

【実施時期】◎継続中、○中間年までに実施、●目標年までに実施

取組		実施時期	活動指標	担当部署
①	市内産の農産物の販売に対する支援を行い、直売体制を確立します。	◎	農産物直売所の開設数	農政課
②	家庭や事業所における省資源・省エネルギーに関する環境配慮事項を提示・指導します。	○	環境配慮指針による啓発の実施	環境政策課
③	エコマーク商品など環境に配慮した製品を、公共施設において率先的に利用します。	◎	公共施設におけるグリーン購入品目数	環境政策課
④	公共施設から率先して環境配慮型設備を導入し、モデル施設としてPRします。	◎	公共施設における環境配慮型設備(太陽光発電パネルや燃料電池等)の導入件数	各課共通

取組		実施時期	活動指標	担当部署
⑤	個人住宅への自然エネルギー利用型、省エネルギー型設備の導入に際して助成を行います。	◎	自然エネルギー・省エネルギー型設備の導入補助件数	環境政策課
⑥	小・中学校の校舎やグラウンドなどの緑化を推進します。	◎	学校施設への緑のカーテンの設置件数	教育委員会 総務課
⑦	カーボンオフセット事業へ参画します。	○	他地域における森林整備面積	環境政策課
⑧	市及び上尾市環境推進協議会による「あげお環境賞」の表彰制度の拡大を図ります。	○	あげお環境賞の表彰対象の拡大の状況（壁面や屋上の緑化、緑のカーテンなどへの授賞の状況）	環境政策課
⑨	県の、事業者や家庭向けのCO ₂ 削減プログラムを啓発します。	◎	「彩の国エコアップ宣言」や「エコライフDAYチェックシート」などの参加数	環境政策課
⑩	環境活動を実践している事業者に対する優遇措置を検討します。	○	優遇措置制度の数	関係各課
⑪	省エネルギー・省資源型の設備・機器・住宅などに関する情報提供を行います。	○	省エネルギー・省資源型設備・機器や住宅などの情報提供件数	環境政策課

取組方針<18> 歩行・自転車利用促進

○自動車の利用に伴うエネルギーの消費を抑制するため、駐輪場の設置及び自転車専用道の整備を推進するとともに、放置自転車の排除や処分自転車の再利用を推進するなど、歩行・自転車利用を啓発します。

◆市の施策

【実施時期】◎継続中、○中間年までに実施、●目標年までに実施

取組		実施時期	活動指標	担当部署
①	駐輪場・駐輪スペースを公共施設に確保・整備し、事業所・店舗などにも設置・拡張を要請します。	◎	駐輪場の整備状況	各課共通 開発指導課
②	放置自転車の排除対策及び処分自転車の再利用を推進します。	◎	自転車放置禁止区域における放置自転車の撤去台数 自転車の再利用台数	市民安全課

取組		実施時期	活動指標	担当部署
③	自転車専用道の整備を進めます。	●	自転車専用道の整備延伸面積	道路整備課
④	自転車の正しい運転方法など、交通安全について啓発を行います。	◎	交通安全教室や全国交通安全運動での啓発回数	市民安全課

取組方針<19> 水資源の有効活用

○市内における雨水浸透ますの設置や透水性舗装の整備を推進するとともに、県の業務である、事業所における地下水揚水や地下工事工法の指導・監視について協力します。

◆市の施策

【実施時期】◎継続中、○中間年までに実施、●目標年までに実施

取組		実施時期	活動指標	担当部署
①	地下水の涵養水域の保全策について検討します。	●	地下水の涵養水域の保全策の検討状況	環境政策課
②	公共施設を中心に雨水浸透ますの設置、透水性舗装などの雨水流出抑制を行います。また、市民が雨水貯留タンクを設置する場合には助成を行います。	◎	雨水貯留タンク設置等補助件数	関係各課 河川課 建築指導課
③	県の業務である地下水揚水や地下工事工法などの指導や監視について協力します。	◎	県が集計した揚水施設設置事業者揚水量の把握	生活環境課
④	上水道の漏水調査を行います。	◎	漏水工事件数	水道部維持管理課
⑤	下水道の不明水調査を行います。	◎	不明水調査件数	下水道課
⑥	総合治水対策を推進します。	◎	河川流域遊水機能保全事業における協定締結数	河川課

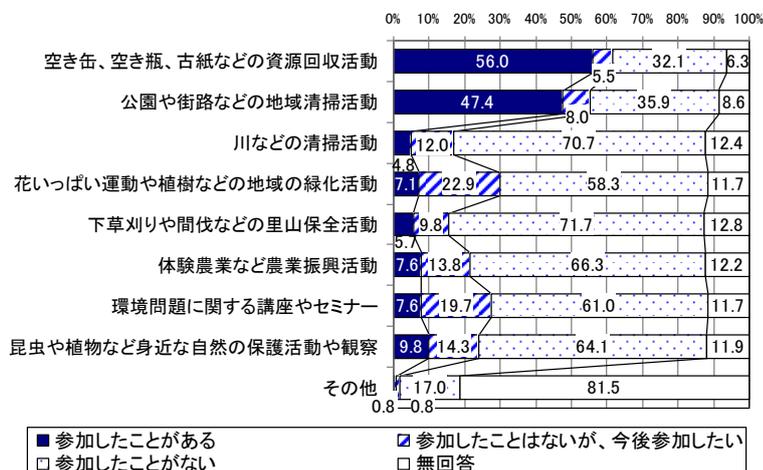
項目別方針3-2

環境のために行動するまち

現況と課題

市民・事業者の環境活動への取組は、資源回収や地域清掃などの活動を除き、参加率が低い状況です。

市が率先的な行動を示すとともに、環境活動の必要性を広くお知らせし、環境について学び、考え、環境活動に取り組める機会の創出が望まれます。



環境活動への参加状況（市民意識調査）

具体的取組

取組方針<20> 環境に関する生涯学習の推進

○環境について学ぶ機会の創出や、環境に関するイベントなどを開催することにより、市民の環境意識の向上を目指します。学校や子ども会などでの環境教育の推進を支援するとともに、指導者の育成に努めます。

◆市の施策

【実施時期】◎継続中、○中間年までに実施、●目標年までに実施

取組	実施時期	活動指標	担当部署
① 環境に関する啓発イベントを継続的に開催します。また、民間の環境に関する取組を支援します。	◎	環境啓発イベントの開催数、参加者数	環境政策課
② 環境教育のための資料やパンフレットの作成の支援や要請を行います。	◎	資料・パンフレットの作成・配布件数	環境政策課
③ 自然観察会や野外活動、農業体験など、自然体験の場を提供します。 【取組方針<2>①と同じ】	◎	上尾市自然学習館の利用件数 親子体験教室等の実施回数	みどり公園課 農政課
④ 環境教育の指導者を育成します。	○	環境美化推進員の委嘱数	環境政策課 生活環境課

取組		実施時期	活動指標	担当部署
⑤	小・中学校や子ども会などに協力し、環境教育活動を支援します。	◎	こどもエコクラブ登録団体数 学校・子ども会への支援件数	環境政策課
⑥	小・中学校にビオトープ空間を創出します。	◎	ビオトープ設置件数	教育委員会 総務課

取組方針<21> 環境保全型の施設整備

○公民館などの公共施設を環境に関する学習拠点とするなど、整備・充実を推進します。また、施設に応じた環境配慮事項を提示し、効果的な環境配慮型の施設整備に努めます。

◆市の施策

【実施時期】◎継続中、○中間年までに実施、●目標年までに実施

取組		実施時期	活動指標	担当部署
①	公共施設を環境に関する学習拠点や環境情報の発信基地とし、双方向的な情報交換システムの整備・充実を図ります。	●	環境に関する学習拠点数	環境政策課
②	施設に応じた環境配慮事項を提示し、公共施設では率先して実践します。	◎	温室効果ガスの排出の少ない設備の導入件数	環境政策課 関係各課

取組方針<22> コミュニティ活動の促進

○地域コミュニティの拠点施設として公民館などの活用を促進するとともに、環境保全団体の支援及びネットワーク構築を支援します。

◆市の施策

【実施時期】◎継続中、○中間年までに実施、●目標年までに実施

取組		実施時期	活動指標	担当部署
①	公民館などを地域コミュニティの拠点として積極的に活用します。	○	環境に関する講座等の公民館事業の開催数	教育委員会 生涯学習課
②	環境保全活動を行うグループの発掘を行い、活動を支援します。またグループ間の交流の促進を図ります。	◎	上尾市環境推進協議会の会員数	環境政策課
③	地域コミュニティや地域貢献活動への企業の参加を促します。	○	地域貢献活動への企業の参加件数	関係各課

取組方針<23> 地球市民としての行動

○市民一人ひとりが、地球市民として環境に配慮することができるよう、環境に関する情報の発信やイベントなどの開催を通じて、地球温暖化問題など地球規模の環境問題への意識向上を図ります。また、市が率先して環境負荷の調査の実施や負荷削減行動に取り組むことにより、市全体の環境改善を目指します。

◆市の施策

【実施時期】◎継続中、○中間年までに実施、●目標年までに実施

取組	実施時期	活動指標	担当部署
① 上尾市役所から発生する環境負荷の調査を行い、負荷削減行動の例を提示します。	◎	市の公共施設及び事務事業からの温室効果ガス発生量	環境政策課
② 環境保全に関する職員研修を実施します。また、環境に関する生涯学習を通じた市民の相互交流を支援します。	◎	研修実施回数	環境政策課
③ 市民や事業者に対して、イベントなどの機会を利用して地球規模の環境問題に関する啓発活動を行います。	◎	環境パネル展や上尾市環境推進大会等のイベントの開催数	環境政策課
④ 上尾市Webサイト等により市の環境活動や環境に関する情報を発信します。	◎	上尾市Webサイトにおける環境活動に関する情報へのアクセス数	環境政策課



第3節 地区別の取組方針

【1】上尾地区の施策

【実施時期】◎継続中、○中間年までに実施、●目標年までに実施

取組	実施時期	担当部署	取組方針
① さいたま水上公園及び上尾運動公園周辺の広葉樹林や、愛宕神社などの寺社林を、地域の貴重な緑地として保全します。	◎	みどり公園課	<1>
② 緑地・公園の計画的な確保や緑化を推進します。また、公共施設の緑化を中心に、商業地や民有地などあらゆる空間の緑化を推進します。	◎	みどり公園課	<3>
③ 芝川の水質改善を進め、市民が水辺に親しむことができる空間の創出を目指します。	◎	下水道課 河川課	<4> <8>
④ 芝川沿いの散策路とさいたま水上公園・上尾運動公園などについて、歩行者や自転車の安全な利用を推進する方策を検討します。また、自転車ネットワーク構想の検討を行います。	◎	市民安全課 道路整備課	<18>
⑤ 鴨川・芝川の周辺をはじめ、地域の清掃美化活動を進めます。	◎	河川課	<14>

【2】平方地区の施策

【実施時期】◎継続中、○中間年までに実施、●目標年までに実施

取組	実施時期	担当部署	取組方針
① 緑地保全地区や風致地区などを指定することによって、自然環境を保全します。	◎	みどり公園課	<1>
② 上尾丸山公園は、荒川周辺からつながる緑のネットワークの核として、公園の周辺環境も含めて保全に努め、質の高い多様な環境を維持します。	◎	みどり公園課	<1>
③ 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進します。	◎	生活環境課	<8>
④ 河川水路の自然浄化機能の向上を促します。	◎	河川課	<8>
⑤ 上尾中堀川の浸水対策に努めます。	◎	河川課	<8>
⑥ 雑木林や湿地の荒廃を防止するため、地域をあげた清掃美化活動や維持管理を進めます。	◎	生活環境課	<14>
⑦ 公共交通機関の充実に努め、自家用車使用率の低減を図ります。	○	市民安全課	<17>

【3】原市地区の施策

【実施時期】◎継続中、○中間年までに実施、●目標年までに実施

取組	実施時期	担当部署	取組方針
① 自然景観の保全、緑化の推進等を進め、うるおいのあるまちなみを創出します。	◎	みどり公園課	<1>
② 河川・水路の親水機能の向上と、暗渠上の緑化を図ります。	◎	河川課	<3>
③ 河川の水質の向上とあわせて、周辺の農地や緑地を含めた湿性環境を保全・維持します。	○	みどり公園課 河川課 農政課	<4>
④ 県により整備が進められている原市沼調整池を環境教育の拠点として活用します。	●	環境政策課 (生涯学習課)	<4>
⑤ 河川の水質改善のため、下水道の普及を進めるとともに家庭からの排水にかかるマナーについて啓発に努めます。	◎	下水道課 環境政策課 生活環境課	<8>
⑥ JR 東北・上越新幹線、同宇都宮線などの鉄道、国道 16 号線、県道さいたま・栗橋線などで、騒音・振動の測定調査を実施します。	◎	生活環境課	<9>
⑦ 河川や水路の周辺をはじめ、地域の清掃美化運動を推進します。	◎	河川課	<14>

【4】大石地区の施策

【実施時期】◎継続中、○中間年までに実施、●目標年までに実施

取組	実施時期	担当部署	取組方針
① 緑地保全地区の指定を行うことによって河川から台地に至るまでの多様な自然環境を連続して保全するとともに、ごみの不法投棄や生活排水の流入などによる荒廃を防止します。	◎	みどり公園課	< 1 > <14>
② 鴨川の水質改善のため、近隣自治体と連携した広域的な取組を進めます。	◎	河川課	<8>
③ 鴨川においては、多自然型護岸工法を採用するよう県にはたらきかけるとともに、河川の自然浄化機能の向上を図り、雨水の地下浸透を促します。	◎	河川課	<4>
④ 江川、逆川の浸水対策を進めます。	◎	河川課	<19>
⑤ 河川の水質改善のため、家庭からの排水にかかるマナーについて啓発に努めます。	◎	環境政策課 生活環境課	< 8 >
⑥ 雑木林や湿地の荒廃を防止するため、地域をあげた清掃美化活動や維持管理を進めます。	◎	生活環境課	<14>
⑦ 身近な公園や緑地を環境に関する学習拠点とします。	◎	環境政策課	<20>

【5】上平地区の施策

【実施時期】◎継続中、○中間年までに実施、●目標年までに実施

取組	実施時期	担当部署	取組方針
① 屋敷林や雑木林などの樹林地の保全に努めます。	◎	みどり公園課	<1>
② JR 北上尾駅及び同桶川駅の周辺地域について、緑地やオープンスペース（公園用地）を確保し、生垣緑化をはじめとする防災対策を推進します。	◎	まちづくり計画課 みどり公園課 区画整理課	<3>
③ 原市沼川周辺の水辺環境の保全・維持に努めます。	◎	河川課	<4>
④ 河川の水質改善のため、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換及び維持管理を進めます。また、家庭からの排水にかかるマナーについて啓発に努めます。	◎	環境政策課 生活環境課	<8>
⑤ 地域をあげた清掃美化活動を進めます。	◎	生活環境課	<14>

【6】大谷地区の施策

【実施時期】◎継続中、○中間年までに実施、●目標年までに実施

取組	実施時期	担当部署	取組方針
① 寺社林を中心とするまとまった樹林地を保全します。	◎	みどり公園課	<1>
② 鴨川周辺の水辺環境の保全・維持に努めます。	◎	河川課	<4>
③ 戸崎東部を地区の緑の拠点として利用することを検討します。	○	みどり公園課	<5>
④ 道路網を再検討し、生活道路における交通渋滞の解消と、歩行者・自転車の安全確保を図ります。	○	まちづくり計画課 市民安全課	<7>
⑤ 鴨川の河川浄化に対する取組を積極的に進めます。また、浸水対策に努めます。	◎	河川課 生活環境課	<8>
⑥ 鴨川の周辺をはじめ、地域の清掃美化活動を進めます。	◎	生活環境課	<14>
⑦ 周辺と調和した工業地景観の形成を図り、周辺住宅地に対する緩衝機能の向上を図ります。	●	商工課	<15>